

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

**令和 1 年 8 月号**

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

## 【お盆休みのお知らせ】

暑中お見舞い申し上げます。皆様方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。猛暑の折から、くれぐれもご自愛くださいますよう、お祈り申し上げます。さて、誠に勝手ながら8月13日（火曜日）～8月15日（木曜日）まで休業させていただきます。ご迷惑おかけいたしますが、何卒ご理解の程宜しくお願い致します。

## 【法改正】 ハラスメント防止が義務化へ 5月29日成立

近年、パワハラ・セクハラ・マタハラなど、職場におけるハラスメントの問題が重要なテーマとして取り上げられる場面が増えています。これまでは努力義務となっていたハラスメント防止の対策について、本年5月29日、ハラスメントの対策を義務付ける法律が**日本においてはじめて成立**しました。しかし罰則などが無く、実効性がどれほど確保できるかを疑問視する声も出ています。法律・義務の具体的内容については次回以降、詳細を紹介致します。

## パワーハラスメントの定義

今回、対策が法律上の義務となったパワーハラスメントについて、「何がパワハラに該当するのか」という定義が正確に理解されていないことが多いのも事実です。労働者側からは単に業務上の指導を行っただけで安易にパワハラという言葉が使われる場面も多くなってきている印象もありますので、すぐに「パワハラを受けた」と監督署に相談へ行くケースも増えることが想定されます。その前に、こういった言動がパワハラに該当するのかを事業主が正確に理解しておくことがハラスメント防止の第一歩といえます。下記にパワハラの定義・類型をまとめて紹介致します。

### パワハラの定義

- 優越的な関係を背景とし
- 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- 就業環境を害すること

## 【パワーハラスメントの6つの類型】

### 精神的な攻撃

- 脅迫、名誉棄損
- 侮辱、暴言など

### 身体的な攻撃

- 暴行、傷害
- 殴る・蹴る、など

### 過大な要求

- 業務上不要な要求
- 遂行不可能な業務命令

### 人間関係からの切り離し

- 隔離、仲間外し
- 無視、等々

### 過小な要求

- 程度の低い仕事を強制する
- 仕事を与えない

### 個の侵害

- 私物の撮影
- 職場内外で監視

## 【速報】最低賃金の目安が発表されました

本年7月31日に開催されました中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金額改定の目安が発表されました。各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円となっており、**宮崎県は788円へ引き上げられる見込みです。**

昨年同様、今回も引き上げ幅が大変高く、事業主にとっては大変厳しい最低賃金引き上げとなります。最低賃金で雇用している従業員とそれ以外の従業員のバランスも再考する必要があり、引き上げとなる本年10月までに早めの検討・準備が必要です。

### 参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、 <b>福岡</b>
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、 <b>佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</b>

※こちらは現状、目安の速報となりますので、最終確定が発表され次第再度お知らせ致します。

## — 注目の助成金

### 両立支援助成金（再雇用者評価処遇コース）

#### 概要

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職も含む）を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、かつ、希望する者を採用した事業主に右表の額を支給します。

#### 受給の要件

- 妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤等（配偶者の転居を伴う転職も含む）を理由とした退職者について、**退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を導入**すること。
- 上記制度に基づき、離職後1年以上経過している対象者を再雇用し、無期雇用者として6ヶ月以上継続雇用し、支給申請日においても雇用していること。

※当初、有期契約労働者として再雇用した場合も、無期雇用契約を締結後、6ヶ月以上雇用すれば対象となります。

※10年以上前に退職された場合でも対象となります。

#### 助成金額

下記（1）、（2）及びその他各種要件を満たすことで計画達成助成が支給されます。

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
2~5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※支給額 < >内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。

※1事業主あたり5人まで支給。

※継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給。

**お問い合わせは当法人まで！**